

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

各単位税政連 昨年を上回る

政連会長が臨席した。

位税政連における国会

常選挙について、地域に密着した各単位税政連の活動が大切であると力強く述べた。

その他の議題では、田達満財務委員長から、平成27年度上半期

平成28年度税制改正への対応等について報告がされた。また、各単

選挙関連法研修会を開催



日税政は、1月25日 理士会館において、日の幹事会の後、東京税 税政の小島忠男会長、正副幹事長及び幹事、単位税政連選挙関係担当者などに対する選挙関連法研修会を実施した。写真。第24回参議院議員通常選挙を控え、税政連活動や後援会活動を行うに際して、法令違反

研修会には渡邊輝男国対委員長が講師となり、国対委員会において新たに作成した「選挙運動のためのサブノート」をテキストとして、公職選挙法及び政治資金規正法の解説とこれに対する質疑応答が行われた。研修会には約60人が出席し、選挙運動の留意点を中心とした講義に熱心に耳を傾けた。

位税政連における国会議員への税制改正陳情実績が昨年を大きく上回る733件に上ったことが報告された。

その他の議題では、田達満財務委員長から、平成27年度上半期の収支計算書が提示され、予算に対する執行

1月14日、品川区の東京マリオットホテルにおいて、日本税理士会連合会の新年賀詞交歓会が開催され、日税政の小島忠男会長ら役員が参加した。

当日は、単位税政連
会長と日税政幹事が、
日税連役員とともに出
席し、国会議員との懇
親を深めた。

本年も来賓として、
高市早苗総務大臣、岡

田直樹財務副大臣をはじめと野党から昨年を上回る128人（代理出席190人）の国会議員が出席し、税理士会員らと親交を深めた。（関連記事6面に）

日税連賀詞交歓会に出席 国会議員との懇親深める

額が適正に行われていることが報告された。

南条吉雄後援会対策委員長からは、後援会活動に関するアンケート。

回収方法について
知や、広報紙「ア
イブ」の発刊状況
する報告があっ

開催された日税連新年賀詞交歓会に小島会長をはじめ役員が出席し、地元国会議員等と懇親を深めた。

主要内容

記事・通常国会が開幕 2面
記事・民主党税理士制度推進議員連盟に
出席 3面
資料・平成28年度税制改正大綱実現項目
4～5面
後援会だより・「木原検議員」

幹事会終了後は、出

針葉樹

昨年末のお
歳暮やおせ
ち、年越しそ
ばはウェブサ
イトで注文し
た。おかげで

昨年末のお

バッジをつけた者どうしの仲間意識が支え合う力となります。

63年前の西日本の大水害が設立のきっかけでした。

「助け合いの精神」を大切に運営して参りました。

お勧めする保険・年金制度は、災害見舞金制度を支えるため。

見舞金は加入者様にご負担いただく制度運営費で賄っております。

日本税理士共済会は、バッジを胸にする者どうしの仲間意識で支えられています。

「助け合い」を支えるお心に感謝しております。



申込受付中

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321

FAX 03-5740-0323

e-mail:jim@zeirishikyosai.com

<http://www.zeirishikyosai.com>

税理士共済会

檢索

第190回通常国会が開幕

税制改正法案の動向注視

1月4日、第190回通常国会(会期は6月1日までの150日間)が開幕した。平成28年度税制改正法案(インボイス)について、現行の請求書で軽減税率を適用する請求書に印を付けることとされた。

日税連は、引き続き平成28年度税制改正法案の審議状況のほか、国の動向を注視し、税務の専門家として迅速的確な対応をとることとしている。

消費税 単一税率維持を要望

民・維ヒアリングに出席

日税連の小林幹事長、内藤信子政策委員、渡邊輝男国対委員長は1月19日、国会内で行われた税制ヒアリングに日税連の瀬上富雄専務理事、平井貴昭調査研究部副部長とともに出席した。この会議は軽減税率と、商品ごとに税率や

日税連の小林幹事長、内藤信子政策委員、渡邊輝男国対委員長は1月19日、国会内で行われた税制ヒアリングに日税連の瀬上富雄専務理事、平井貴昭調査研究部副部長とともに出席した。この会議は軽減税率と、商品ごとに税率や

公的年金等控除を見直すこと、そのほか軽減税率の導入について、軽減税率を導入した場合に生じる過重な事務負担や、低所得者対策として導入されるにも関わらず、その恩恵の約9割が低所得者以外に及ぶという問題を説明するなど、法案が可決されるまでその維持を主張していくことを強調した。その具体例として、イギリスの税制改革指針「マースリーズレビュー」やEUが

青天の霹靂

東京地方 中川 公登

今年の、自由民主党、民王は内主、主権は多くの議員申であ、諸氏に、国会陳情や18歳への引き下げ、る。申年、後援会活動を通じて鳥取島根、徳島高知の選挙区合区による初めての選挙になる。衆参同日選の観測もあって気が抜けない。推薦候補者全員当選を願うものである。

と、ところで、私たちの思いであらう。事の価値が話題となるが、地方からの意見も含めて国民的議論が大切である。青天の霹靂といふことのないうちに日々の仕事に緊張感を持ち続けて行きたいと思う。

日税連では平成28年度税制改正等に関して、①消費税の単一税率を維持すること、②事業税の外形標準

日税連の小林幹事長、内藤信子政策委員、渡邊輝男国対委員長は1月19日、国会内で行われた税制ヒアリングに日税連の瀬上富雄専務理事、平井貴昭調査研究部副部長とともに出席した。この会議は軽減税率と、商品ごとに税率や

委員会の山井和則理事、柿沢未途理事は、また実際にスウェーデンの国税庁に相当する官公庁へ視察に訪れた際の反省などを説明した。当日は、衆議院予算

政治資金監査

指導者研修会に出席

内藤政策、渡邊国対両委員長



日税連の内藤政策委員長と渡邊国対委員長は1月21日、日税連公益活動対策部(遠山喜一郎部長)が日本税理士会館で開催した平成27年度政治資金監査指導者研修会に出席した。この研修



は、政治資金監査について、税理士会等において指導的立場で活動する会員を養成することを目的とするもので、政治資金監査の具体的な進め方や監査報告書

日税連の動き
1・13 日本公認会計士協会新年賀詞交歓パーティに小島会長が出席
1・14 幹事会選挙対策について他/日本

事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

2015年度 中途加入募集要項

- ◆募集期間
毎月末日(土日祝日に当たる場合はその前日)を締切日とします。ただし、2016年3月31日(木)をもって中途加入の申込みを締め切ります。
- ◆加入対象者
開業税理士・税理士法人・直接受任業務を行う所属税理士
- ◆保険の責任期間
保険料払込日の翌月1日午後4時～2016年7月1日午後4時
- ◆保険料
保険の種類(個人用・法人用)、契約タイプ(1請求支払限度額500万円～3億円)、事務所総人数等によって保険料が異なります。※保険料計算シミュレーターをホームページに掲載しています。
- ◆加入手続
払込取扱票(加入依頼書)に必要事項をご記入のうえ、毎月締切日までに保険料をお払込みください。※加入依頼書を送付しますので、取扱代理店にご請求ください。

◎この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

(取扱代理店) 株式会社 日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 ☎0120-320-912 <http://www.zeirishi-hoken.co.jp>

SJNK14-14167 (2015年1月8日)
14-T-10917 (2015年1月作成)

中途加入の
おすすめ
2015年度

この保険は、日本税理士会連合会を保険契約者とし、税理士会会員を記名被保険者とする団体契約の賠償責任保険です。

所属税理士会

東京、東京地方、千葉県
関東信越、北海道、東北

近畿、名古屋、東海、北陸
中国、四国、九州北部
南九州、沖縄

引受保険会社

[東日本幹事]
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部第二課 TEL.03-3593-6453

[西日本幹事]
東京海上日動火災保険株式会社
広域法人部法人第二課 TEL.03-3515-4153

民主党税理士制度 推進議員連盟総会に出席



日税政と日税連は1月26日、衆議院第2議員会館において開催された民主党税理士制度推進議員連盟(会長、赤松広隆衆議院議員)の総会に出席し、税制改正要望を行った。

日税政の小島忠男会長、日税連の神津信一会長はじめ関係役員が出席した。写真。

民主党税理士制度推進議員連盟からは、赤松会長、近藤昭一幹事長、大串博志事務局長をはじめとする国会議員が出席した。

民主党税理士制度推進議員連盟は、税理士の社会的地位の向上をめぐり、税理士制度の充実、業務の改善進捗に協力することを目的として、平成12年10月に結成された。

1月26日現在、入会者数は59人(衆議院議員35人、参議院議員24人)である。

当方の出席者は次のとおり。

日本税理士会連合会会長 神津信一、専務理事 和田榮一、瀬上富雄

日本税理士政治連盟会長 小島忠男、総務会長 高田任男、副幹事長 田達満、青木正渡、渡邊輝男、池野光弘、南条百雄、栗田敬八

税制改正については、日税政より「公平な税負担」「理解と納得のできる税制」等の基本的視点から要望項目を説明した。出席した議員からは、消費税の軽減税率、税務訴訟等多岐にわたる発言があり、税政連・税理士会の提言への関心の高さがうかがえた。

漢流

日税政の活動は、税理士の社会的・経済的地位の向上と、納税者のための民主的税理士制度・租税制度・税務行政の確立のための政治活動であり、同時に日税連の施策の具現化のため、国会等への陳情等の活動である。執行部一同、使命感をもって日々活動している。

具体的には、①税理士・納税者の政治意識・租税倫理の高揚②政府・政党・国会議員等への陳情・請願等③公職選挙法・政治資金規正法に基づく政治活動④単位税理士政治連盟等に対する情報提供・機関紙の発行

⑤日税連・単位税政連との制改正大綱において、消費税率調整・連携強化等——税軽減税率制度は平成29年4月1日の消費税率10%へ

さて本年1月4日、第1の引き上げ時に導入される90回通常国会(第190ととも)に、その4年後(平成33年4月1日)に適格請求のインボイス制度が導入されること、21議席の改選となる。平成27年6月改正の公職選挙法が施行され、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられ、また定数10増10減が実施される。

日税政ではこの選挙支援として、税理士による国会議員等後援会を中心に、日税連・単位税政連一体となった運動を展開する。日税政の活動に理解を示し、税理士制度の発展に協力を得られる方々の当選を期するところである。

税政連活動に更なるご理解を

地方短信

税理士による堀内詔子 後援会を設立

東京地方税理士政治連盟「税理士による堀内詔子後援会」(自由民主党・比例南関東)の設立総会が9月30日、富士吉田市のハイランリゾートホテルにおいて開催された。写真。

来賓として、小倉憲一東京地方税理士政治連盟会長、末木徳夫山梨県税理士政治連盟2・役員選出の件

堀内議員の選出に、その後の議員説明があり、その後の議員説明が以下に要旨がまとめられ、後援会規約の承認が行われた。

議事終了後、堀内議員から後援会が設立されたことへの謝辞があり、今後の抱負を語られた。来賓の小倉地区連盟会長、末木県連会長が祝辞を述べられ、堀内議員から6人の秘書が紹介され、無事に設立総会が閉会した。

引き続き開催された懇親会では、堀内議員自ら各テーブルを回り、今後の後援会活動について会員と懇談して親睦を深め、盛会のうちに懇談会は終了した。



節分豆まき
ギョッ!五郎丸ポーズで集中だ!!

第39回 日税研究賞

論文・著書募集

本賞は、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上等を目的として、租税等に関する未公表論文及び既公表論文・著書を公募し、秀逸と認められたものを表彰しています。

◆応募要領

1. 応募論文・著書の範囲
租税法、租税制度、租税論、税務行政、税理士制度及び税務会計に関する未公表の論文及び既公表の論文・著書。

2. 未公表論文
本賞のために日本語により執筆(共同執筆を除く)されたもので本賞表形式が終了するまでの間、いかなる媒体にも公表されないもの。

①研究者の部: 40,000字(30枚~36枚)
②税理士の部: 20,000字(15枚~18枚)
③実務家の部: 20,000字(15枚~18枚)
④一般の部: 16,000字(12枚~14枚)

・A4判(40×30行、横書き、10.5ポイント)
・上記字数の増減は1割を限度とする。
・表紙・目次については、枚数に含めない。
・図表・写真・参考文献等は枚数に含める。(1ページを1,200字とみなす。)

◆賞金

＜未公表論文＞
①研究者の部
最優秀…150万円・1点
優秀…50万円・2点
入選…20万円・2点
③実務家の部
最優秀…100万円・1点
優秀…50万円・2点
入選…20万円・2点
＜既公表論文・著書＞
①研究者の部
特別賞…50万円・2点
奨励賞…20万円・2点
②税理士の部
最優秀…100万円・1点
優秀…50万円・2点
入選…20万円・2点
④一般の部
最優秀…50万円・1点
優秀…20万円・2点
入選…10万円・3点
②税理士・実務家・一般の部
特別賞…50万円・2点
奨励賞…20万円・2点

＜委員長＞
金子 宏(東京大学名誉教授)
村井 正(関西大学名誉教授)
神野 直彦(東京大学名誉教授)
他に選考委員として学識経験者約20名

＜発表＞平成28年7月10日までに文書で通知し、受賞者は日税連定期総会で表彰、優秀論文は公表します。

◆応募期間

平成28年2月1日~3月31日 ※必着

【応募の際必ず応募要領・応募票を、日税研ホームページからプリントアウトするか、または、日税研にご請求ください。】
公益財団法人 日本税務研究センター 第39回「日税研究賞」係 ホームページ <http://www.jtri.or.jp>
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館1F TEL. 03(5435)0912(代) FAX. 03(5435)0914

平成28年度与党税制改正大綱に 取り上げられた建議項目等

平成28年1月14日 日本税理士会連合会

重要建議項目(2) 外
形標準課税は中小法人に
導入しないこと(建議書
はじめに)

中小法人は、大法人と
比較すると財務基盤が弱
く欠損法人割合も高い。
したがって、損税力の観
点から、外形標準課税を
中小法人に導入すべきで
はない。

また、外形標準課税の
課税標準の一つである付
加価値制の大半は給与で
あり、中小法人は大法人
と比較すると労働分配率
が高いことから、中小法
人に外形標準課税を導入
された場合には、中小法
人の雇用にも影響を及ぼ
すことになる。さらに、
東京都などの都市部の税
収が一層増加することか
ら、地域間格差がより拡
大するおそれがある。

1・外形標準課税制度は
中小法人には導入しない
こと。(建議書P6)

事業税の外形標準課税
は、事業に対する収益課
税としての事業税の性格
の明確化、都道府県の税
収の安定の確保、さらに
は、赤字法人に対する課
税の適正化に資するため、
資本金の額1億円超の
法人に対して導入され、
平成27年度税制改正
で、法人税率の引下げに
伴う財源確保として課税
範囲及び税率の見直し
が行われた。

重要建議項目(3) 給
与所得控除・公的年金等
控除を見直すこと(建議
書はじめに)

また、公的年金等控除
についても、公的年金取
入に対応する必要経費が
ないこと、拠出時に社会
保険料控除を適用し、年

金の受給時に公的年金等
控除を適用することは二
重控除とみなすことができ
ることから、現行の公的
年金等控除は相当程度の
削減を行うことが適当で
ある。

さらに、適切な課税ベ
ーシスを維持するために、
給与所得控除と公的年金
等控除の重複適用につい
ても早急に見直しを行う
必要がある。

7・公的年金等に対する
課税を見直すこと。(建
議書P8)

《税制改正大綱P10》
8

《税制改正大綱P5》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経
済再生に向けた税制措置
(1) 成長志向の法人税
改革

《税制改正大綱P5》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経
済再生に向けた税制措置
(1) 成長志向の法人税
改革

《税制改正大綱P5》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経
済再生に向けた税制措置
(1) 成長志向の法人税
改革

《税制改正大綱P5》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経
済再生に向けた税制措置
(1) 成長志向の法人税
改革

《税制改正大綱P5》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経
済再生に向けた税制措置
(1) 成長志向の法人税
改革

度以降の税制改正におい
ては、①減価償却の定額
法への一本化、②法人事
業税の損金不算入化、③
中小法人における法人税
の軽減税率・欠損繰越
控除の控除限度・特定同
族会社の留保金課税・事
業税の外形標準課税など
について検討を行うこと
とされている。

これらの項目を検討す
る際には、中小法人の実
態を十分に踏まえるべき
である。

また、所得の金額、純
資産の額、資本等の額、
従業員の数などを基準と
して、必ずしも損税力が
乏しいとは認められない
法人については中小法人
の範囲から除外すべきで
ある。

《税制改正大綱P5》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経
済再生に向けた税制措置
(1) 成長志向の法人税
改革

《税制改正大綱P5》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経
済再生に向けた税制措置
(1) 成長志向の法人税
改革

《税制改正大綱P5》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経
済再生に向けた税制措置
(1) 成長志向の法人税
改革

《税制改正大綱P5》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経
済再生に向けた税制措置
(1) 成長志向の法人税
改革

《税制改正大綱P5》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経
済再生に向けた税制措置
(1) 成長志向の法人税
改革

と成長していく意欲を損
ないかねないことを踏ま
え、中小法人向けの制度
の全般にわたって、各制度
の趣旨や経緯も勘案しな
がら、引き続き、幅広い
観点から検討を行う。

《税制改正大綱P10》
8

《税制改正大綱P10》
8

《税制改正大綱P10》
8

《税制改正大綱P10》
8

《税制改正大綱P10》
8

《税制改正大綱P10》
8

《税制改正大綱P10》
8

の内部留保(手元資金)
の状況等に鑑みて、国民
の理解を得られない。こ
のため、税率引下げに当
たっては、制度改正を通
じた課税ベースの拡大等
により財源をしっかりと
確保することとした。

経済界には、法人実効
税率「20%」の実現を
受けて、改革の趣旨を踏
まえ、経済の「好循環」
の定着に向けて一層貢献
するよう、強く求める。

現在、企業の内部留保は
350兆円を超え、手元
資金も増えている一方
で、大企業の設備投資は
伸び悩んでいる。足元で
は賃上げに向けた動きも
見えてきているものの、
労働分配率は低下してい
る。企業経営者がマイ
ドを愛し、内部留保(手
元資金)を活用して、投
資拡大や賃上げ、更には
取引先企業への支払単価
の改善などに積極的に取
り組むことが、何よりも
重要な局面となっている。
今後、こうした経済
界の取組状況等を見極め
つつ、企業の意識や行動
を変革していくための方
策等についても検討を行
う。

《税制改正大綱P56》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 成長志向の法人税改
正の具体的な内容

(1) 法人税率の引下げ
の改正

《税制改正大綱P56》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 成長志向の法人税改
正の具体的な内容

(1) 法人税率の引下げ
の改正

《税制改正大綱P56》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 成長志向の法人税改
正の具体的な内容

(1) 法人税率の引下げ
の改正

《税制改正大綱P56》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 成長志向の法人税改
正の具体的な内容

(1) 法人税率の引下げ
の改正

《税制改正大綱P56》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

1 成長志向の法人税改
正の具体的な内容

(1) 法人税率の引下げ
の改正

正
是
(1) 法人住民税法人税
割の税率の改正
法人住民税法人税割の
税率を次のとおりとし、
平成29年4月1日以後に
開始する事業年度から適
用する。

《税制改正大綱P2》
第一 平成28年度税制改
正の基本的考え方

(前項第2項) 地方分権
の更なる推進とその基盤
となる地方税財源の充実
確保を図るとともに、地
方法人課税のあり方の見
直し等を通じて、税源の
偏在性が小さく税収が安
定的な地方税体系の構築
を進める。

《税制改正大綱P61》
第二 平成28年度税制改
正の具体的な内容

三 法人課税

2 地方法人課税の偏在
の改正

《税制改正大綱P61》
第二 平成28年度税制改
正の具体的な内容

三 法人課税

2 地方法人課税の偏在
の改正

《税制改正大綱P61》
第二 平成28年度税制改
正の具体的な内容

三 法人課税

2 地方法人課税の偏在
の改正

《税制改正大綱P61》
第二 平成28年度税制改
正の具体的な内容

三 法人課税

2 地方法人課税の偏在
の改正

《税制改正大綱P61》
第二 平成28年度税制改
正の具体的な内容

三 法人課税

2 地方法人課税の偏在
の改正

《税制改正大綱P61》
第二 平成28年度税制改
正の具体的な内容

三 法人課税

2 地方法人課税の偏在
の改正

	現行		改正案	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

平成29年度から、法人
事業税の一部を都道府県
から市町村に交付する制
度を創設する。
①道府県は、納付された
法人事業税の額の100
分の5・4に相当する額
を市町村に対して交付す
る。
②都は、納付された法人
事業税の額の100分の
5・4に相当する額を市
町村に対して交付し、特
別区相当分については、
特別区財政調整交付金の
財源とする。

《税制改正大綱P34》
第一 平成28年度税制改
正の具体的な内容

一 個人所得課税

5 その他

《税制改正大綱P34》
第一 平成28年度税制改
正の具体的な内容

一 個人所得課税

5 その他

《税制改正大綱P34》
第一 平成28年度税制改
正の具体的な内容

一 個人所得課税

5 その他

た当該除証明書又は領収書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面、真正性を担保するための必要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

(注) 上記の改正は、平成30年分以後の所得税について適用する。

△税制改正大綱P101▽

第二 平成28年度税制改正の具体的内容

六 納税環境整備

4 国税関係書類に係るスキナ保存制度の見直し

(国 税)

国税関係書類に係るスキナ保存制度について、次の見直しを行う。

(一) 国税関係書類(契約書、領収書等の重要書類に限る。以下「(一)」において同じ。)の受領等をする者がスキナで読み取りを行う場合には、次に掲げる事項をスキナ保存に係る承認の要件とする。

① 国税関係書類の受領等後、当該受領等をする者が当該国税関係書類に署名を行った上で、特に速やか(3日以内)にタイムスタンプを付することとする。

② 記録する国税関係書類が日本工業規格A列4番以下の大きさである場合には、国税関係書類の大きさに関係する情報の保存を要しないこととする。

③ 適正事務処理要件のうち、相互けん制要件及び定期検査要件について、次のとおりとする。

イ 相互けん制要件に

ついて、国税関係書類の受領等をする者以外の者が記録事項の確認(必要に応じて原本の提出を求めることを含む。)を行うこととする。

ロ 定期検査要件について、定期検査をするまで必要とされている国税関係書類の原本保存を本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて行うこととする。

④ 小規模企業者(中小企業基本法に定める小規模企業者をいう。)である場合には、上記③の定期検査要件について、税務代理人による検査とすることにより、上記③イの相互けん制要件を必要とすることができるとする。

(二) その他

① スキナについて、原稿と一体となったものに限定する要件を廃止する。

② スキナに係る階調の要件について、デジタルカメラ、スマートフォン等の機器に対応した取扱いを行うこととする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の「スキナ」とは、原稿をデジタル画像にデータ変換する入力装置を指し、デジタルカメラやスマートフォン等の機器も含まれる。

(注2) 上記の改正は、平成28年9月30日以後に行う承認申請について適用する。

平成27年度税制改正で、中小法人以外の法人について、青色欠損金の控除限度額を所得金額の100分の50相当額まで段階的に引き下げることにした。この控除限度額の引下げの適用は中小法人以外の法人に限定すべきであり、事業基盤の弱い中小法人については、業績回復の阻害要因とならないようにするため、欠損金の繰越控除の制限を設けるべきではない。

△税制改正大綱P57▽

第二 平成28年度税制改正

平成27年度税制改正後		改正案	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月～平成29年3月	100分の65	平成27年4月～平成28年3月	100分の65
		平成28年4月～平成29年3月	100分の60
平成29年4月～	100分の50	平成29年4月～平成30年3月	100分の55
		平成30年4月～	100分の50

した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件における保存期間を10年(現行：9年)に延長する措置。

ハ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を10年(現行：9年)に延長する措置。

ニ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を10年(現行：9年)に延長する措置。

20 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議書P14)

取引相場のない株式の評価については、①相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等について通常の評価とすること、②評価会社が退職給付債務を負っている場合、一定額を負担すること、③土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すことが必要である。

取引相場のない株式は、市場性や換価性が乏しいにも関わらず、上場株式と比べ割高な評価額となっている。このような割高な評価は、同族会社の経営者にとっては深刻な問題となっており、特に取引相場のない株式以外に相続財産がない場合は納税負担が重く、事業継承自体が困難になる場合がある。最近の中小法人における経営の承継の円滑化のための施策に合わせ、評価の適正化を図るべきである。

△税制改正大綱P109▽

第三 検討事項

5 (前半省略) また、取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益および純資産という比率要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。

24 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。(建議書P15)

社会保険診療報酬等に関して支払を受けた金額とこれに係る経費は、事業税の課税標準の計算から除外されている。この措置は、保険診療の安定化を図るため、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されていることへの対応として設けられたものであると言われている。しかし、すでに施行されて60年以上経過し、その目的は達成されたと考えられ、また過去の政府税制調査会の答申においても、その見直しの必要性が指摘されている。

したがって、事業税における社会保険診療報酬の課税除外の措置は、特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的な不公平を生じさせており、課税の公平の見地から廃止すべきである。

△税制改正大綱P110▽

第三 検討事項

13 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率について、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

28 マイナンバー制度を見直すこと。(建議書P16)

(三) 給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票への個人番号の記載のあり方

所得税法施行規則により、本人交付用の源泉徴収票に個人番号を記載することとなっている。

受給者交付用の源泉徴収票は、本人の所得を証明する書類として、金融機関等に提出する場合がある。その場合に、受給者本人が個人番号をマスクするなどの加工を施すなどの追加の措置は、追加的に行うことは合理的ではない。

よって、本人交付用の源泉徴収票には個人番号の記載を原則不要とし、受給者からの申出があった場合にのみ例外的に個人番号を記載することができるとする方法とすべきである。

△税制改正大綱P99▽

第二 平成28年度税制改正の具体的内容

六 納税環境整備

3 マイナンバー記載の対象書類の見直し

(国 税)

提出者等の個人番号(マイナンバー)を記載しなければならないこととされている税務関係書類(申告書及び調査書を除く。)のうち、次に掲げる書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする。

(一) 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に提出される書類(例：所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、納税の猶予申請書)

(二) 税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を図る必要とされる書類(例：非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課税口座廃止届出書)

(注1) 上記(一)の改正は、平成29年1月1日以後に提出すべき書類について適用する。

(注2) 上記(二)の改正は、平成28年4月1日以後に提出すべき書類について適用する。

△税制改正大綱P99▽

第二 平成28年度税制改正の具体的内容

六 納税環境整備

3 マイナンバー記載の対象書類の見直し

(地 方 税)

提出者等の個人番号(マイナンバー)を記載しなければならないこととされている地方税関係書類について、次の見直しを行う等の措置を講ずる。

(一) 地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に提出される書類(例：地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に提出される書類)

(二) 給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者等に対する次掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該提出をする者の個人番号及び当該申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないものとする。

① 給与所得者の扶養親族申告書

② 公的年金等受給者の扶養親族申告書

(注) 上記の改正は、国税における手続と一体的に行われると考えられる手続については、当該国税における手続の適用開始時期と合わせて適用を開始するものとする。また、それ以外の手続に係る適用の開始時期については、地方公共団体における円滑な施行が可能となるよう所要の措置を講ずる。

税理士専用仮想デスクトップサービス

達人クラウド



達人シリーズ (税務ソフト)



達人Cube (オンライン税務サービス)

全国税理士データ通信協同組合連合会 (財務大臣認可)

Tel:03-3350-4522 FAX:03-3350-4628

達人クラウドは全国税理士データ通信協同組合連合会の組合員向けサービスです。達人シリーズ、TACTICS財務、達人Cubeは別途お申し込みが必要です。



会計事務所内

端末交換ですぐに復元が可能

最先端

- いつでも、どの端末からでも利用可能
- 端末内にデータが保存されないため、端末紛失時の情報漏えいリスクを軽減



データセンター

ITの専門家がサポート

「達人クラウド」では、OSもアプリも作業データも、すべてNTTデータの堅牢なデータセンター(国内)にお預かりすることで、会計事務所のIT環境のセキュリティ対策、防災対策をまとめて実現します。

お問い合わせ・資料請求 ▶▶▶ <http://www.zenkoku-data.net>
E-mail jim-k@zenkoku-data.net

治子	昌宏	美子	信秋	聖子	基之	和也	俊男	憲次	眞勲	沙織	惠子	大作	謙維	二郎	香苗	信一	巧	健史	征治	亮子
比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表	比例代表
自	自	自	自	自	自	自	自	自	民	民	民	民	公	公	公	公	維	お	社	生

円滑な事業承継を実現し、会員の暮らしを守る全税共の事業

全税共はVIPと年金の普及を図り、税理士業界と関与先の発展に貢献しています

VIP大型総合保障制度

◆経営者大型保険

(集団扱定期保険)

- ・掛捨ての割安な保険料で入院や手術を含む総合的な保障をする保険

◆経営者保険総合プラン

- ・経営者等の生涯保障のために終身保険、養老保険など多彩な商品を用意

◆経営者スーパープラン

- ・生活習慣病保障に重点をおいた保険や介護保険など様々なニーズに応える医療保険全般

《募集保険会社》

- ・朝日生命・第一生命・日本生命
- ・明治安田生命・住友生命・ジブラルタ生命
- ・メットライフ生命・エヌエス生命・アフラック
- ・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
- ・アクサ生命・富国生命・オリックス生命
- ・三井住友海上あいおい生命



◆団体所得補償保険

- ・突然の病気やケガで就業できなくなったときの収入を補償

(無事故戻し20%)

《引受保険会社》

- ・損害保険ジャパン日本興亜
- ・東京海上日動火災

保険料は
30%の
団体割引料率
適用

◆団体長期障害所得補償保険

- ・長期にわたる就業不能時の収入を補償

《引受保険会社》

- ・損害保険ジャパン日本興亜

保険料は
30%の
団体割引料率
適用

◆新・団体医療保険

- ・入院1日目から補償
- ・日帰り入院も補償
- (一入院最高120日、通算1000日まで補償)

《引受保険会社》

- ・損害保険ジャパン日本興亜

保険料は
30%の
団体割引料率
適用

全税共年金(拠出型企業年金保険)

■掛金

月々1万円から生活設計に合わせて自由に設定

新規加入	月 払	1口5千円で2口以上40口まで
	一括払	1口10万円で任意の口数(月払と併用)
増 口	月 払	毎月お取扱い
	一括払	年2回(1月・7月)及び年金請求時のお取扱い
減 口	月 払	年2回(1月・7月)2口以上を残し1口単位で減口可能

■年金の受取方法

給付金請求時に次の3通りから選択

- 1) 10年確定年金
- 2) 15年確定年金
- 3) 10年保証期間付終身年金

※年金に代えて一時金でも受取ることができます

《引受保険会社》

- ・第一生命・明治安田生命・日本生命・住友生命
- ・富国生命

全税共の 会員向けサービス



介護無料相談

業務委託先:
損保ジャパン日本興亜
ヘルスケアサービス(株)
全税共会員専用フリーダイヤル
0120-009-737

PET検査

ガンの早期発見に
有効です



人間ドック

身体の定期検査に
お薦めです

全税共事務代行者: (株)日税ビジネスサービス
優待料金でご案内 **03-3345-0888**

電話による税の無料相談

共催 日本税理士会連合会
(公財)日本税務研究センター
支援 全国税理士共栄会
(公財)日本税務研究センター 内
(直通)**03-3492-6016**

健康相談

セカンドオピニオン

提携先: T-PEC(株)
全税共事務代行者:
(株)日税ビジネスサービス
03-3345-0888
全税共会員は入会金が割引に

ホームセキュリティ

提携先: セコム(株)
セコムホームマーケットデスク
※0120-756-892
ご契約いただくと
全税共会員限定の特典付

みまもりサポート

提携先: 総合警備保障(株)
ALSOKテレフォンサービスセンター
※0120-39-2413
全税共会員限定の割引有

※全税共会員であることをお伝えください。



きんげんてい よのすけ
金原亭世之介氏

第3回「全税共文化サロン」開催のご案内

きんげんてい よのすけ

講師 金原亭世之介氏 (落語家 大正大学客員教授)

日 時: 平成28年4月19日(火) 午後3時30分~午後4時30分

場 所: 日本税理士会館10F「ホール」(予定) 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8

講演内容: 落語

定 員: 80名(先着順)※定員になり次第締切 参加費: 無料

お問合せ・お申込み方法: 全税共事務局(03-5740-8331)

主催: 全国税理士共栄会 協賛: 公益財団法人 全国税理士共栄会文化財団

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>